

高齢化や障害の重度化が進むなかで、職業リハビリテーションの困難性は益々高まっている。その解決には、多様な労働形態の創出、福祉的就労と雇用の統合、福祉と雇用の双方向の移行を前提とした取り組みなど、新機軸の発想に基づく種々の試みが必要である。今回の特集では、このような状況を踏まえて、その近未来像を描いてもらった。

■ **職業リハビリテーションの最近の動向** 1990年代以降の労働、福祉行政における障害者の職業リハビリテーションと雇用・就労への取り組み状況について分かり易く解説。2001年1月の厚生省と労働省の統合に伴い、障害者就業・生活総合支援事業の制度化が予定されており、これまで縦割り行政に縛られてきた職業リハビリテーションの活動はより充実することが予想される。しかし、精神障害者、高次脳機能障害者、難病者に対する多様な就労・生活支援の対策など、この分野で解決しなければならない課題はまだ多い。(松井亮輔氏, 613頁)

■ **今こそ、労働形態の真の多様化を模索すべき!** 労働形態の真の多様化を実現するには、「社会的経済」と呼ばれる新しいコンセプトを前提として「第3の途」を究明する必要がある。具体的には、① 営利対非営利ではなく「社会的利益」を、② 有償対無償ではなく「社会的互助」を、③ 雇用対非雇用ではなく「社会的就労」を、④ 民対官ではなく「社会的共通資本」を、⑤ Labour 対 Work ではなく「社会的共通労働」を、⑥ 管理の主体も二者択一ではなく「社会的協同・共生的管理」を模索すべきである。全く同感である! 効率ばかりを追い求める競争至上主義の社会に真の豊かさは存在するのだろうか。(菊野一雄氏, 619頁)

■ **多様な職場開発のために!** 障害者には「雇用」と「福祉的就労」の二重の働く場が用意されており、その利点を活かして多様な職場開発に取り組む必要がある。ちなみに、「雇用」においては、① 労働市場の変化に対応した職域の拡充、② 個々の事業所における雇用管理面の対応、③ ニーズに応じた多様な働き方の開発が必要である。また、雇用と福祉的就労の双方の移行を円滑に進め、多様な働き方を可能にする条件整備も重要である。とりわけ、知的障害者や精神障害者では職場における就業面と職場を離れた日常生活面からの一体的な支援が大事で、地域の支援ネットワークの育成と、職業リハビリテーションの専門職を擁する支援機関の設置が望まれる。(松為信雄氏, 625頁)

■ **実践報告 (1): 豊かな福祉的就労の場づくりを目指して** 「パイ焼き窯」は精神障害者の福祉的就労型作業所として1994年に設立された。これまでの実践活動のなかで、多くの精神障害者が明らかな改善を示し、作業の負荷による症状の悪化もほとんどみられなかったことは、精神障害者において職業リハビリテーションがきわめて有効であることを物語っている。(西谷久美子氏, 631頁)

■ **実践報告 (2): 双方向の職業リハビリテーション** 対象者の多様化、労働形態の多様化が進むなか、従来の雇用に向けた援助のみならず、雇用から福祉的就労への逆方向の援助も、職業リハビリテーションの本来のサービスとして位置づけるべきである。いわば雇用への片道切符だけでなく、雇用から福祉的就労への移行を含めた往復切符システムの導入が必要である。(宇田智子氏ら, 637頁)